

# 浜松市火災予防条例の一部改正(案)

## に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



### 1. 「浜松市火災予防条例の一部改正(案)」とは

林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用制限をするなどの改正をするものです。

### 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和8年1月27日(火)～令和8年2月27日(金)

### 3. 案の公表先

消防局予防課、消防署、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載  
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

### 4. 意見の提出方法

意見書には、住所\*、氏名または団体名\*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	消防局予防課(消防局4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1 消防局予防課あて
③電子メール	hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3537-8956(消防局予防課)

### 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

### 6. 問い合わせ先

消防局予防課 (TEL 053-475-7542)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要 ..... P. 1
- 浜松市火災予防条例の一部改正（案） 新旧対照表 ..... P. 2～P. 3
- 浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明 ..... P. 4～P. 6
- 意見提出様式（参考） ..... P. 7

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市火災予防条例の一部改正（案）								
<b>趣旨・目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用を制限するなどの改正をするものです。</li> </ul>								
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年春季に全国各地で林野火災が多数発生しました。</li> <li>特に2月に発生した大船渡市の林野火災では、林野が約3,370ヘクタール焼損し、発生から鎮火まで41日間を要する大規模なものでした。</li> <li>大船渡市の林野火災を受けて、消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、検討会の結果を踏まえて林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であることを示しました。</li> <li>本市においても、林野火災予防の実効性を高めることは重要であることから浜松市火災予防条例の一部改正を行うものです。</li> </ul>								
<b>立案した際の実施機関の考え方及び論点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林野火災の発生を未然に防ぐため、本条例に規定し、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると考えています。</li> </ul>								
<b>案のポイント（見直し事項など）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「林野火災注意報」、「林野火災警報」の発令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間、降雨が無いなどの条件により発令します。</li> <li>・具体的な発令基準（前3日間の降水量が1ミリ以下かつ前30日間の降水量が30ミリ以下のときなど）は、別に定めます。</li> </ul> </li> <li>○ 火の使用制限（林野火災注意報では努力義務） <ul style="list-style-type: none"> <li>山林、原野等への火入れや、煙火の消費（花火の打上げ等）などの行為を制限します。</li> </ul> </li> <li>○ 火の使用の制限について指定される区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林及びその周囲1キロ圏内の区域（浜名区の一部、天竜区の全域）（森林法に基づく火入れの許可を要する区域を参考としています。）</li> <li>・具体的な区域は、別に定めます。</li> </ul> </li> </ul> <p>※詳細については「浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明」でご確認ください。</p>								
<b>関係法令・上位計画など</b>	関係法令：消防法								
<b>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">令和8年1月27日（火）</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和8年2月27日（金）</td> <td>意見募集終了</td> </tr> <tr> <td>令和8年6月予定</td> <td>市の考え方の公表</td> </tr> <tr> <td>令和8年9月</td> <td>条例（案）の議会上程</td> </tr> </table>	令和8年1月27日（火）	案の公表、意見募集	令和8年2月27日（金）	意見募集終了	令和8年6月予定	市の考え方の公表	令和8年9月	条例（案）の議会上程
令和8年1月27日（火）	案の公表、意見募集								
令和8年2月27日（金）	意見募集終了								
令和8年6月予定	市の考え方の公表								
令和8年9月	条例（案）の議会上程								

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章の2 (略)	第1章～第3章の2 (略) <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>
第4章～第7章 (略)	第4章～第7章 (略)
附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(7) (略) (住宅における火災の予防の推進)	(1)～(7) (略) (住宅における火災の予防の推進)
第29条の7 (略)	第29条の7 (略) <u>第3章の3 林野火災の予防（林野火災に関する注意報）</u>
	<u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>
	<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>
	<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

# 浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明

## 火災に関する警報について（条例第29条関係）【改正】

浜松市火災予防条例第29条における「火災に関する警報」は、消防法第22条第3項に規定する警報であることを明確にします。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

## 林野火災注意報について（条例第29条の8関係）【新設】

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるようになります。

林野火災に関する注意報が発せられたときは、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができます。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

## 【林野火災注意報の発令基準（予定）】

気象条件が次のいずれかの条件に該当する場合に、林野火災注意報を発令します。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

## 【努力義務の対象となる区域（予定）】

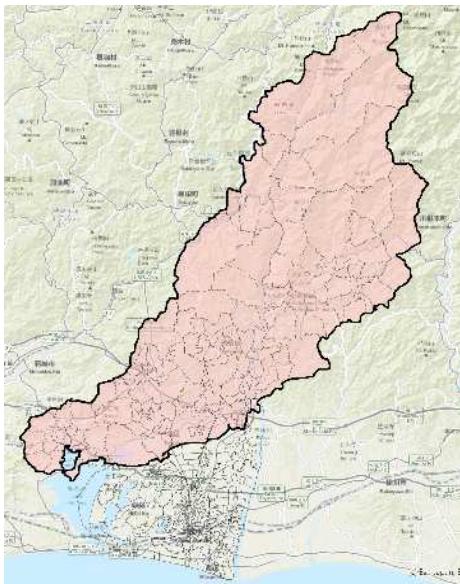
火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は次のとおりです。

- ・浜名区の一部

都田地区、新都田地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区、中瀬地区（上島のみ該当）、赤佐地区、庵玉地区（新原を除く全ての町が該当）

- ・天竜区全域

※区域については、森林計画、火入れの許可を受ける範囲、消防水利の状況など、消防庁が検討会の報告書を受けて示したもの参考にしています。



※対象となる区域（予定）の範囲図

## 【火の使用制限（条例第29条関係）】

火の使用制限の内容は次のとおりです。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。※1
- (3) 火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 可燃物等の附近で喫煙をしないこと。※2
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。※3
- (6) 残火、取灰、火粉を始末すること。
- (7) 屋内で裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

※1 煙火とは、花火のことをいいます。

※2 喫煙とは、マッチ、ライターなどで点火し、喫煙する一連の行為をいいます。（加熱式たばこによるものも喫煙として取り扱います。ただし、電子たばこは喫煙として取り扱いません。）

※3 山林、原野等の屋外の場所をいいます。

## 林野火災警報について（条例第29条の9関係）【新設】

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとします。なお、対象となる区域は、林野火災注意報と同様の区域とします。

（林野火災に関する警報）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

## 【林野火災警報の発令基準（予定）】

林野火災注意報の発令基準に該当し、かつ、強風注意報が発令されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市火災予防条例の一部改正（案）
意見募集期間	令和8年1月27日（火）～令和8年2月27日（金）
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方を示しません。
- ・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 消防局 予防課あて

住所 : 〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1

FAX : 050-3537-8956

E-mail : [hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### ＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

